のうちから一つ選べ。

## 第二級アマチュア無線技士「法規」試験問題

A-1 電波法の目的又は用語の定義として正しいものはどれか。電波法(第1条及び第2条)の規定に照らし、下の1から4まで

25問 2時間

	1 2 3 4	「無線電信」とは、電波 「無線従事者」とは、無	を利用して、名 線設備の操作又	「号を送り、又は はその管理を行	受けるための通信設 う者であって、総務	を増進することを目的とす 備をいう。 大臣の免許を受けたものを う。ただし、受信のみを目	· という。
A-:		無線局の免許状に記載する ら一つ選べ。	事項に該当し	ないものはどれ	34。電波法(第14彡	<b>条)の規定に照らし、下</b> σ	) <b>1</b> から <b>4</b> までのうち
	1	無線局の目的	2 無線局の	種別	3 通信事項	4 無線設備のコ	<b>工事設計</b>
A-:		無線局の免許人は、その無 うしなければならないか。					ノようとするときは、
	2 3	あらかじめ総務大臣に届 あらかじめ総務大臣の指 あらかじめ総務大臣の許 無線設備の変更の工事の	示を受けなけれ 可を受けなけれ	ばならない。 ばならない。	け出なければならな	√ `₀	
A-4		欠の記述は、無線局の廃止 へれるべき最も適切な字句				ら第24条まで)の規定	に照らし、
		免許人は、その無線局を 免許人が無線局を廃止し 無線局の免許がその効力	たときは、免許	は、その効力を	·失う。	ιばならない。 ηにその免許状を返納しな	ければならない。
	2 3	<b>A</b> その旨を その旨を その旨を理由を付して その旨を理由を付して	B 届け出 申請し 届け出 申請し	10日			
A- {		大の記述は、「占有周波数 な字句を下の1から4まで			<b>正</b> 行規則(第2条)の	規定に照らし、	刃に入れるべき最も遃
		「占有周波数帯幅」とは、 ごれ与えられた発射によっ	ふく				
	1	0.5パーセント 2	2 1.1パーセ	マント <b>3</b>	1.5パーセント	4 2.5パーセン	<b>/</b> }

る単一チャネルのものであ するものの電波の型式を表	って変調のための晶 示する。	幅変調であって両側波帯、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号であ 削搬送波を使用しないもの及び伝送情報の型式が電信であって聴覚受信を目的と 幅変調であって独立側波帯、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号で
<ul><li>3 「J3E」は、主搬送池 アナログ信号である単一チ</li><li>4 「F3E」は、主搬送池</li></ul>	皮の変調の型式が振り ヤネルのもの及び伝 皮の変調の型式が角)	バファクシミリの電波の型式を表示する。 幅変調であって抑圧搬送波による単側波帯、主搬送波を変調する信号の性質が 伝送情報の型式が電話(音響の放送を含む。)の電波の型式を表示する。 度変調であって周波数変調、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号で ド電話(音響の放送を含む。)の電波の型式を表示する。
		ない送信設備について述べたものである。電波法施行規則(第11条の3)のな字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。
	る周波数帯幅が、当	から発射される電波の A を B パーセント以内の誤差で測定するこ 4該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することがで 長置の備付けを要しない。
A B		
1特性周波数0.02特性周波数0.0		
<b>3</b> 基準周波数 0.0		
4 基準周波数 0.0	5	
A-8 次の記述は、空中線等の係れるべき最も適切な字句の組		べたものである。電波法施行規則(第26条)の規定に照らし、 内に入までのうちから一つ選べ。
		を、また、カウンターポイズには接地装置をそれぞれ設けなければならない。 線設備の空中線については、この限りでない。
A B		
		周波数を使用する無線局の無線設備 える周波数を使用する無線局の無線設備
		別波数を使用する無線局の無線設備
4 空中線系 2 6	. 175MHzを超	える周波数を使用する無線局の無線設備
A-9 次の記述は、非常通信につ 字句の組合せを下の1から4		ある。電波法(第52条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な つ選べ。
	とができないか又は	F、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合にお はこれを利用することが   B   であるときに人命の救助、   C   、交通通信 言をいう。
Α	В	С
1 電気通信業務の通信	著しく困難	財貨の保全
<ul><li>2 電気通信業務の通信</li><li>3 有線通信</li></ul>	非能率的 著しく困難	災害の救援 災害の救援
<b>4</b> 有線通信	非能率的	財貨の保全

A-6 電波の型式の記述のうち、その内容が誤っているものはどれか。電波法施行規則(第4条の2)の規定に照らし、下の1か

ら4までのうちから一つ選べ。

	、混信等の防止について述 合せを下の1から4までの	さべたものである。電波法(第5 うちから一つ選べ。	6条)の規定に照らし、 内に入れ	いるべき最も適
ついては、こ	大臣が指定するものにその の限りでない。		の他の総務省令で定める受信設備(無線いように運用しなければならない。ただ の当該電波の受信の業務をいう。	
	信を目的とする受信設備 信を目的とする受信設備	B 運用を不可能にする混信 運用を阻害するような混信 運用を不可能にする混信 運用を阻害するような混信	C 遭難通信 遭難通信、緊急通信、安全通信及び 遭難通信、緊急通信、安全通信及び	
べたものであ			「自局に対する呼出しを受信した場合の原 内に入れるべき最も適切な字句の組合も	
② ①による	応答は、順次送信する次に 弱の呼出符号 A  1 回	信したときは、直ちに応答しない掲げる事項によって行うものとっ		
A13回以下23回以下32回以下42回以下	3回 1回			
	(第127条及び第261		「呼び出そうとするときに順次送信する¶ 内に入れるべき最も適切な字句の組合せる	· ·
① CQ ② DE ③ 自局の呼 ④ K	A         1回         出符号         B         1回			
<b>A</b> 1 2回以下 <b>2</b> 2回以下 <b>3</b> 3回 <b>4</b> 3回				
	、無線局の免許人が電波浴		が行う処分について述べたものである。電 での1から4までのうちから一つ選べ。	意波法(第76
	の期間を定めて B の		がく命令又はこれらに基づく処分に違反 運用許容時間、	•
A 1 6箇月 2 6箇月 3 3箇月 4 3箇月	無線局の運用 電 無線局の運用 周	波数 波の型式、周波数 波数 波の型式、周波数		

さ	せることができる場合を述べ	たものである。電波法(第73条	泉設備、無線促事者の貨格及の貝剱业のに時計及の書類を検査 ≥)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の 内には、同じ字句が入るものとする。
2	停止を命じたとき。 ①の命令を受けた無線局か 無線局のある船舶又は航空	らその発射する <b>A</b> が総務省 機が外国へ出港しようとするとき	していないと認め、当該無線局に対して B 電波の発射の令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたとき。。
3	電波の質	B 臨時に 3箇月以内の期間を定めて 3箇月以内の期間を定めて 臨時に	で 電波法 電波法又は放送法 電波法 電波法
	総務大臣が無線従事者の免許 の <b>1</b> から <b>4</b> までのうちからー		亥当するものはどれか。電波法(第79条)の規定に照らし、
1 2 3 4	無線従事者が不正な手段に無線従事者が5年以上無線	-	られたとき。
			総合通信事務所長を含む。)に返納しなければならない場合に らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。
1 2 3 4	無線設備の操作を5年以上無線従事者の免許を受けて	行わなかったとき。	たとき。
	無線通信規則(第5条)に規 波数帯はどれか。下の <b>1</b> から		アマチュア業務(第三地域の場合に限る。)に分配されている
	1,000.01112 1,0	0 k H z 5 k H z	
		ついて述べたものである。無線通 <b>1</b> から <b>4</b> までのうちから一つ選べ	信規則(第15条)の規定に照らし、 内に入れるべき。
:	送信局は、 A ため B	電力で輻射する。	
	業務を満足に行う 必 混信を避ける 必	要かつ十分な 要な最小限の 要かつ十分な 要な最小限の	

	2 3	では、一部の無線 虚偽の又は紛られ アマチュア業務に	識別信号その他の手段 方式については、識別信 っしい識別表示を使用す こおいては、すべての伝 その伝送の間に、短い	号の伝送が必ずして る伝送は、すべて禁 送は、実行可能な対	ら可能ではない 禁止する。 場合には、識別	ことを認める。		がら、技術の	)現状
A-20			チュア業務について述べ 且合せを下の1から4ま			第25条)の規定(	⊂照らし、□	内に入れ	れるべ
	~	ヾきかどうか判断す アマチュア局の最	チュア局を運用するため ける。 長大電力は、 B が気 合憲章、国際電気通信連	言める。		_			実証す
		A	В	С					
	1	<del></del> 送信	関係主管庁	技術特性の規定	Ĕ				
		送信	国際電気通信連合						
			国際電気通信連合 関係主管庁	技術特性の規定すべての一般規					
B — 2	月しれ <b>ウ エオ こし</b>	以内及びその後年 して3箇月以内に、 ればならない。 免許人(包括免許 たることができる。 総務大臣は、電源 制間を変大臣は、電源 総務大臣は、電源 長期間にわたって なの記述は、送信	許人を除く。)は、除外 事年その免許の日に応当 当該無線局の免許の日 許人を除く。)は、電波 時人を除く。)は、電波 度利用料を納めなければ 最の運用の停止を命じ、 度利用料を納めない者が で運用を休止する無線局 装置の周波数の安定ので るべき最も適切な字句で るものとする。	する日(応当する日 又は応当日から始ま 利用料を納めると でならない免許人( 又は期間を定めて追 あるときは、督促れ については、その期 ための条件について	おない場合は まる各1年の期 きには、その 包括免許人を 運用許容時間、 状によって、専 間に応じて電	は、その翌日。以下 間間について、電流 翌年の応当日以後 除く。)がこれを 周波数又は空中総 間限を指定して督促 試波利用料の金額が である。無線設備	下「応当日」 技法に定める。 をの期間に係る。 納めないとは 線電力を制限ではなければい 減額される。 規則(第15000000000000000000000000000000000000	という。)か 金額を国に納る る電波利用料 きは、3箇月 することがで ならない。 5条)の規定に	らめを以きにはないがある。 いっちん いっこう いっこう いっこう
		周波数をその [_ ければならない。	ア内に維持するため	、送信装置は、で	きる限り 1	こことによって	ン に影響	を与えないもの	のでな
		周波数をその		の、発振回路の方式	は、できる限	り エ によっ	て影響を受り	ナないもので	なけれ
	3	ばならない。 移動局(移動する 推持するものでなり	るアマチュア局を含む。 ければならない。	)の送信装置は、	実際上起り得	る オ によっ	ても周波数を	をそのア	] 内に
	1	許容偏差	2 商用電	源の電圧の変動	<b>3</b> 気象の	変化		<b>4</b> 変調周波	数
	5	占有周波数帯幅の		圧又は負荷の変化	<b>7</b> 外囲の	温度若しくは湿原	<b>髪の変化</b>	8 発振周波	数
	9	環境の変化	10 振動又	は側撃					

A-19 局の識別に関する無線通信規則の規定に適合しないものはどれか。同規則(第19条及び第25条)の規定に照らし、下の

1から4までのうちから一つ選べ。

	イウエ	Q符号 QRH? QRK? QRM? QRN? QSY?	こちらのかったちらは、こちらのかったちらのかった。	言号 、空電 伝送に	なは、変化しますか。 (又は・・・・ (名称又は呼出符号) 記に妨げられていますか。 は、混信を受けていますか。 )周波数に変更して伝送しましょうか		言号)の明りょう度に	<b>は、</b> どうて	ぎすか。
B-4					腎について述べたものである。電波⅓ €でのうちからそれぞれ一つ選べ。	去(針	第82条)の規定に	照らし、[	内に入れるべ
		総務大臣は、受信記 に対し、その障害を				<b>-</b>	害を与えるときは、 ことができる。	その設備	iの エ 又は占有
		電波若しくは高月 高周波電流 所有者		6	他の無線設備の機能 重要無線通信を行う無線局の運用 利用者		継続的かつ重大な 著しい	4 8	命ずる 勧告する

B-3 無線局運用規則(第13条)に規定する無線電信通信に使用するQ符号とその意義との組合せが正しいものを1、誤ってい

るものを2として解答せよ。

- B-5 局の技術特性として無線通信規則(第3条)に規定されているものを1、規定されていないものを2として解答せよ。
  - ア 周波数許容偏差及び不要発射レベルを技術の現状及び業務の性質によって可能な最小の値に維持するよう努力するものとする。
  - **イ** すべての局において使用する装置は、スペクトルの効率的な使用に適する周波数帯幅拡張技術が使用されなければならない。
  - **ウ** 局において使用する装置は、無線通信規則で定める型式及び名称のものを使用しなければならない。
  - エ 発射の周波数帯幅は、スペクトルを最も効率的に使用し得るようなものでなければならない。
  - オ 受信局は、関係の発射の種別に適した技術特性を有する装置を使用するものとする。